

# 健康診査・歯科検診のご案内

## ◆健康診査

健診を受けると、こんなにいいことが！

- ①自分の健康状態を自分で確認することができます
- ②フレイルなどの高齢者に起こりやすい変化を知ることができます
- ③健康に生活するための生活の工夫について知ることができます
- ④病気の悪化の確認や、治療中の病気以外の変化に気づくことができます
- ⑤今の健康な生活を続けていく励みになります

後期高齢者の健康診査は、「フレイル※」の危険度を含めた健康状態を総合的に知ることができます。

これからも元気でいきいきと過ごすために、健診を自らの健康管理に活用しましょう。

健康なあなたも、治療中のあなたも、毎年受けましょう！



※フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が衰え、将来的に介護が必要になるリスクが高まった状態のことです。

## ◆歯科健診

高齢になると「食べ物がかみにくい」「飲み込みにくい」ことが起こりやすくなります。

しかし「年だから・・・」と放っておいてはいけません。歯や口の働きの衰えは、食べることや話すことにとどまらず、肺炎や生活習慣病、認知症といった全身の健康にも悪影響を及ぼします。



「**歯とお口の健康をチェックし、健康管理に努めましょう**」

### 歯科健診の主な検査内容

- 歯及び歯ぐきの状態の確認
- 義歯（入れ歯）の状態の確認
- かみ合わせの確認
- 口腔の状態（乾燥、汚れなど）
- かむ力・飲み込む力・舌口唇運動の評価

# 令和8年4月分からの年金額等について

## 令和8年4月分（6月15日(月)支払い分）からの年金額

法律の規定により、令和7年度支給額より原則1.9%の引き上げになります。なお、令和8年5月分以降の年金額が全額支給停止となる方などは、5月15日(金)に支払われます。

	令和8年度(月額)	令和7年度(月額)
国民年金(老齢年金(満額))	70,608円	69,308円



## 年金生活者支援給付金の支給金額

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和8年度は前年度から3.2%の増額改定となります。

	令和8年度(月額)	令和7年度(月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,620円(※1)	5,450円(※1)
障害年金生活者支援給付金	1級 7,025円(※2)	1級 6,813円(※2)
	2級 5,620円(※2)	2級 5,450円(※2)
遺族年金生活者支援給付金	5,620円(※3)	5,450円(※3)

※1 実際の金額は、保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

※2 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

※3 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

## 国民年金保険料「学生納付特例制度」のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修学年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。(承認期間：4月から翌年3月まで)

### 《所得の目安となる計算式》

$$128万円 + \{扶養親族等の数 \times 38万円\} + 社会保険料控除等$$

なお、令和7年度に保険料納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き在学予定の方には、4月上旬にはがき形式の「学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き同一の学校に在学されている方は、この申請書に必要事項を記入し返送することで、令和8年度の申請ができます。(在学証明書または学生証の写しの添付は不要)

また、令和8年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

### 申請窓口

- ▶ 役場戸籍担当窓口、トマム支所窓口
- ▶ お近くの年金事務所
- ▶ 在学する大学等の窓口(学生納付特例の代行事務許認可校のみ)

詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。



日本年金機構

検索